

8月1日更新

国民健康保険高齢受給者証

郵送時期：7月中旬
70歳～74歳の国保加入者に郵送します。保険証と一緒に保管してください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係(32) 2554

後期高齢者医療制度 保険証限度額適用・標準負担 額減額認定証

郵送時期：7月下旬
新しい保険証は黄色です。お手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。
減額認定証は、引き続き減額認定証の交付対象となる方(住民税が非課税世帯の被保険者全員に郵送します)。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係(31) 2512

福祉医療費受給者証

郵送時期：7月下旬
前年の所得や支給要件を確認し、引き続き該当となる方に郵送します。

【福祉医療制度とは?】

医療機関で負担した保険診療分の一部を助成する制度です。申請対象者は下表のとおりです。申請をされていない方は手続きをお願いします。

※県内の障害者自立支援法対象施設に住所を移して入所・入院されている方は、入所・入院する前に居住していた市町村から福祉医療費受給者証の交付を受けることとなります。手続きは入所・入院している施設等を通じて行ってください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32) 6522

「国民健康保険高額受給者証」「後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」「福祉医療費受給者証」が8月1日(土)に更新されます。対象となる皆さまには、7月中旬から下旬に新しいものを郵送します。お手元に届かない場合や不明な点についてはお問い合わせください。
現在使用されているものは、有効期限(7月31日)が過ぎましたらご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

対象者		所得制限	
		本人	配偶者・扶養義務者等
子ども	0歳～15歳(中学校卒業まで)	なし	
障害者	身障手帳1・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠 ※18歳未満の方で、身体障害者1～3級所持者、療育手帳A1～B1所持者、精神保健福祉手帳1級所持者の通院分、精神保健福祉手帳2級所持者の自立支援医療分については、所得制限はありません。
	身障手帳3・4級	所得税非課税	
	療育手帳A1～B1 ●精神保健福祉手帳所持者 ●精神障害で障害基礎年金を受給されている方		
	65歳以上国民年金法施行別表該当者(身体や精神に一定以上の障害がある方)		
母子家庭 父子家庭	配偶者のない者で現に18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している者	児童扶養手当準拠	
	同上に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童		
	父母のない18歳未満(高等学校卒業まで)の児童		

※1レセプトあたり500円の自己負担があります。また、高額療養費等や食事療養費等自費分は対象となりません。

※学校等だけがをされた場合、日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象となる場合があります。その場合は、福祉医療の対象となりません。ご注意ください。

8月1日より介護保険サービスを利用している方の費用負担が変更します

介護保険制度改正

今回の介護保険改正では、低所得者の負担軽減を図るとともに、保険料上昇を抑えるため資産や所得のある人の利用者負担の見直しを図りました。変更点は次のとおりです。

①一定以上の所得がある人のサービス利用時の自己負担額が1割から2割に変わります

一定額以上の所得とは、本人の合計所得金額が160万円以上(年金収入の場合、年収280万円以上)かつ、世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、本人のみで280万円以上、2人以上で346万円以上の場合。

重要! 利用者一人ひとりに、1割もしくは2割の負担割合が明記された『介護保険負担割合証』が発行されます。サービス事業所に提示する必要があります。サービス事業所には、介護保険証ととも、大切に取扱いましょう。

②特定入所者介護サービス費(施設入所時の居住費・食費の負担軽減)の支給対象者の条件が変わります

施設入所時の居住費と食費は原則自己負担ですが、所得が低く(世帯全員が住民税非課税)申請により負

担軽減を受けていた方も、一定額以上の資産等をお持ちの場合には、ご自身でご負担いただきます。(在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を保つための見直しです。)

変更点① 世帯が別でも、配偶者が住民税課税者の場合は負担軽減の対象になりません。

変更点② ①にあてはまらなくても、預貯金等(※1)が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えている場合は対象になりません。

(※1)「預貯金等」とは資産性があり換金性が高く、価格評価が容易なもの(預貯金、信託、有価証券、現金(タンス貯金)などが対象です。価格評価は申請日の直近2カ月以内の預貯金通帳等の写しで確認します。また、必要に応じて銀行等の金融機関に照会を行います。不正行為については給付額の返還に加え、最大2倍の加算金の支払いを求めます。

③高額介護サービス費(月々の負担の上限)の基準が変わります

月々のサービス利用者負担には上限が設定されています。今回の改正では、特に所得の高い現役並み所得相当の方(※2)がいる世帯については相応の負担をお願いするため、月額上限が37,200円から44,400円に引き上げられます。その他の方の限度額に変更はありません。

(※2)「現役並み所得相当の方」とは、同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合です。ただし、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円未満、65歳以上の方が2人以上の場合はそれらの方の合計が520万円未満の場合、申請により上限額が37,200円に引き下げられます。

①③の他、高額医療・高額介護合算制度の限度額と特別養護老人ホームの多床室に入所する方の部屋代についても変更があります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係

(31)2512

児童扶養手当

特別児童扶養手当を受給している皆さまへ

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親や、父母に代わってその児童と同居し、養育している方に支給されます。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。※いずれも、所得制限等要件がありますので、担当窓口までご相談ください。

現在手当を受給されている方は、現況届(所得状況届)の提出が必要です

現在手当を受給されている方には、7月中にお知らせを送付します。内容をご確認いただき、指定された日程もしくは8~9月上旬の間に必ずご提出ください。

※この届を出さないと、8月以降の手当が受給できません。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32)6522